

# 兵庫県公報

令和6年12月11日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

規 則	ページ
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課） .....	2

## 公布された法令のあらまし

### ◎財務規則の一部を改正する規則（規則第41号）

物品の無償の借入れに係る手続を新たに定めるとともに、現行の物品の借入れに係る規定については、その対象が有償の借入れであることを明確化する等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県規則第41号****財務規則の一部を改正する規則**

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第137条見出し中「借入れ」を「有償の借入れ」に改め、同条第1項中「借入れ」を「有償の借入れ」に、「当該契約担当者」を「契約担当者」に改め、同条第2項中「借入れ」を「有償の借入れ」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「当該物品管理者」を「物品管理者」に改める。

第138条（見出しを含む。）中「借入れ」を「有償の借入れ」に改める。

第139条の次に次の1条を加える。

（無償の借入れ）

第139条の2 物品管理者は、物品の無償の借入れをしようとするときは、物品無償借入決定書（様式第58号の2）により決定しなければならない。

2 物品管理者は、前項の規定により物品の無償の借入れをしようとするときは、相手方から無償貸付書を徴さなければならない。ただし、無償貸付書を徴することが不相当と認められるときは、この限りでない。

3 物品管理者は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、第137条第1項の物品の有償の借入れの手続の例により契約担当者に物品の無償の借入れに係る措置を要求することができる。

4 契約担当者は、前項の規定による要求により物品の無償の借入れの契約をしたときは、速やかにその旨を物品管理者に通知しなければならない。

第192条第3項中「消耗品」を「物品で借入れをしたもの又は消耗品」に改める。

様式第58号の次に次の1様式を加える。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の財務規則第139条の2、第192条第3項及び様式第58号の2の規定は、この規則の施行の日以後に行う物品の借入れから適用し、同日前に行った物品の借入れについては、なお従前の例による。